



報道資料

令和3年12月24日

1	件名	職員の懲戒処分の公表について
2	日時	令和3年12月24日（金）
3	場所	
4	内容	職員の懲戒処分について、別紙のとおり公表します。
5	問い合わせ	総務部職員課人事研修担当 TEL 083-934-2727



懲戒処分の公表

<懲戒処分者>

1 被処分者

所属 総合政策部

補職 主幹

性別 男性

年齢 52歳

2 処分内容

減給1箇月（給料月額額の10分の1の減給）

3 処分年月日

令和3年12月24日

4 事実の概要及び処分理由

令和3年9月12日（日）、午前11時40分頃、休日出勤をするため自家用車で山口市阿東篠目付近の国道9号を宮野方面へ走行中に前方の車を追い越した際、50km/h超の速度超過で検挙されたもの。

かかる行為は、法定速度を著しく超過する危険運転に該当し、市民の安全安心を守る責務のある山口市職員にあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分とするものである。

市長コメント

職員がこのような事態を起こしたことに對しまして、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

再発防止に向けて、本日12月24日付けで職員へ服務規律の通達を發しました。

今後は、法令の遵守、安全運転の励行に一層努めるとともに、職員一人ひとりが公務員としての職責を改めて深く認識し、行動規範の肅正を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

令和3年12月24日

山口市長 伊藤 和貴